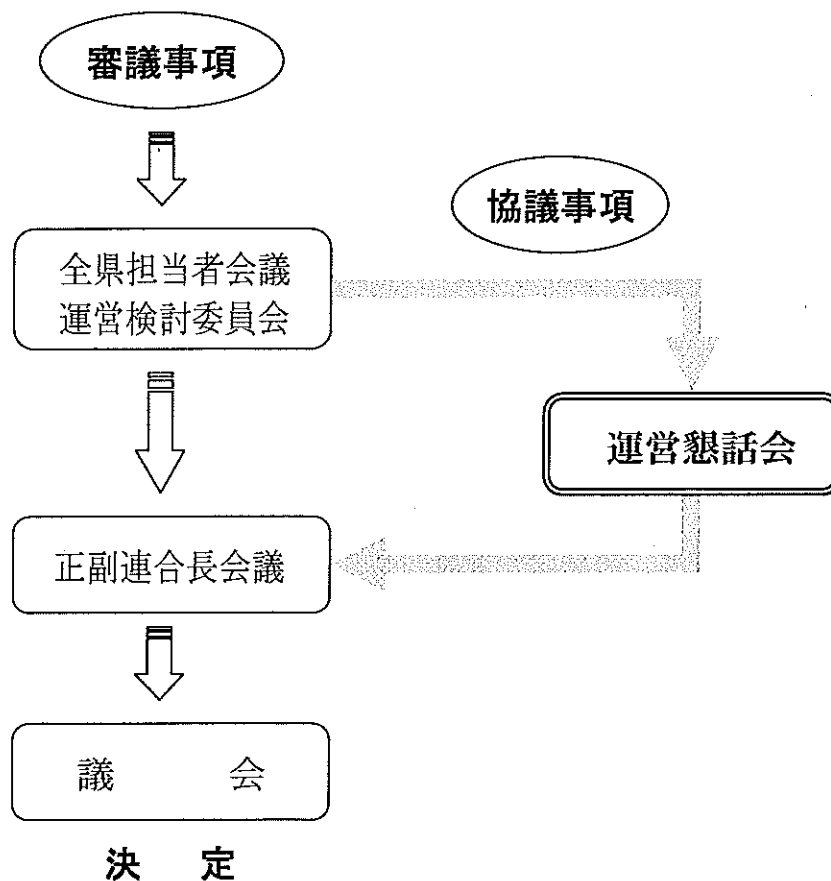


秋田県後期高齢者医療広域連合運営懇話会の設置について

1 設置目的

広く関係者からの意見を聞き、後期高齢者医療制度及び広域連合の適正かつ円滑な運営を図る。

2 位置づけ



3 委員構成

- (1) 被保険者
- (2) 保険医、保険薬剤師
- (3) 学識経験者
- (4) 関係団体

※14名以内とする。

秋田県後期高齢者医療広域連合運営懇話会設置要綱

(設置)

第1条 後期高齢者医療の適正かつ円滑な運営にあたり、広く関係者の意見を求めるため、秋田県後期高齢者医療広域連合に秋田県後期高齢者医療広域連合運営懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の運営に関する事項
- (2) その他広域連合長が必要と認める事項

(組織及び任期)

第3条 懇話会は、委員14名以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 保険医、保険薬剤師
- (3) 学識経験者
- (4) 関係団体の代表者

2 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に、会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、懇話会の委員のうちから広域連合長が指名する。
- 3 会長は、懇話会の事務を掌理する。
- 4 副会長は、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、広域連合長が招集する。

- 2 懇話会の座長は会長が務める。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総務課で処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月19日から施行する。